

# 知っておいてソンはない！？

経営者・人事担当者・一般労働者向け

国民の年齢の計算方法は法律で定め  
られている！

～年齢計算ニ関スル法律～



労務関係の事務や法律上の解釈をするうえで意外に重要なのが、「**人がいつの時点で年をとるのか**」ということです。

特に、保険給付に関しては、申請日や請求日が**1日違うだけで全然違うルールが適用される**ことがあります。

実は、**人がいつ年を取るのかは、法律で定められています。**

本日はその考え方についてお伝えしたいと思います。

多くの方は、人が年を取る瞬間を自分の誕生日当日が到来したら、とお考えのことだと存じます。

しかし！

日本の法律では、実は誕生日ではなく、**誕生日の前日に年をとる**ということになっています！

いったいどういうことなのか、内容を具体的にみていきましょう。

人がいつ年をとるのかを取り決めてい  
る法律を

## 「年齢計算ニ関スル法律」

と言います。

・・・そのまま過ぎて驚きです。

この法律はたったの三行で以下の通りです。

- ・年齢は出生の日より之を起算す
- ・**民法第143条**の規定は年齢の計算に之を準用す
- ・明治6年第36号布告は之を廃止す

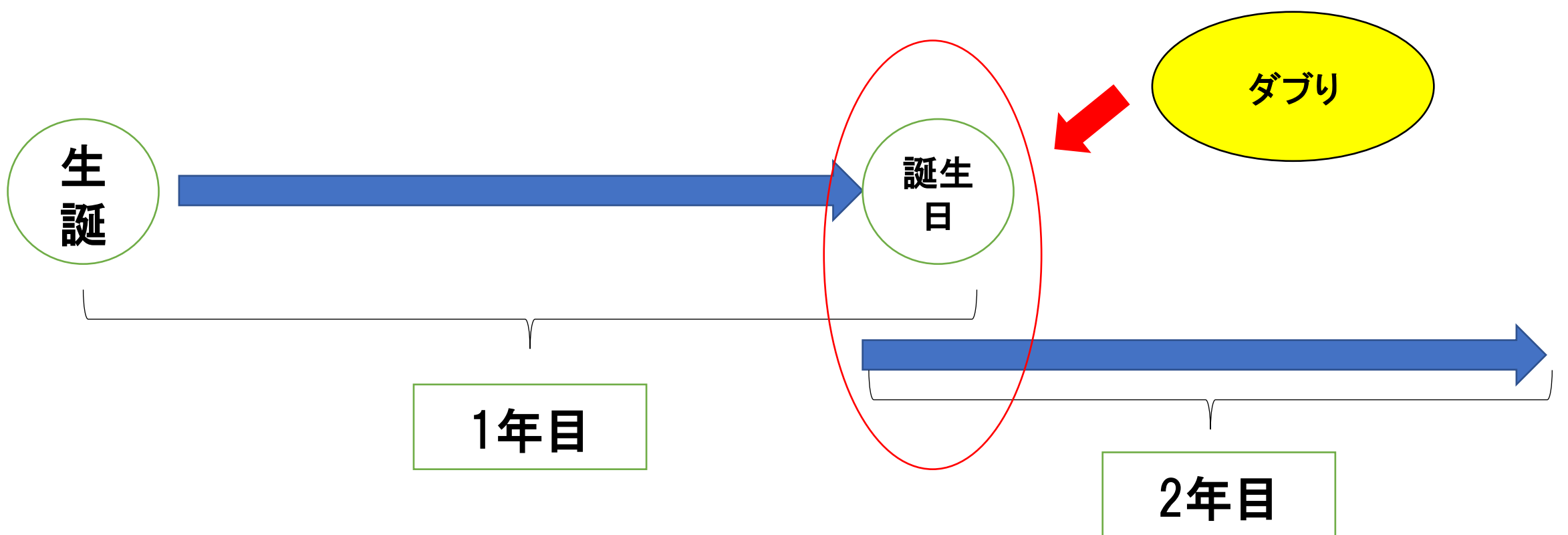
※**民法第143条** 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

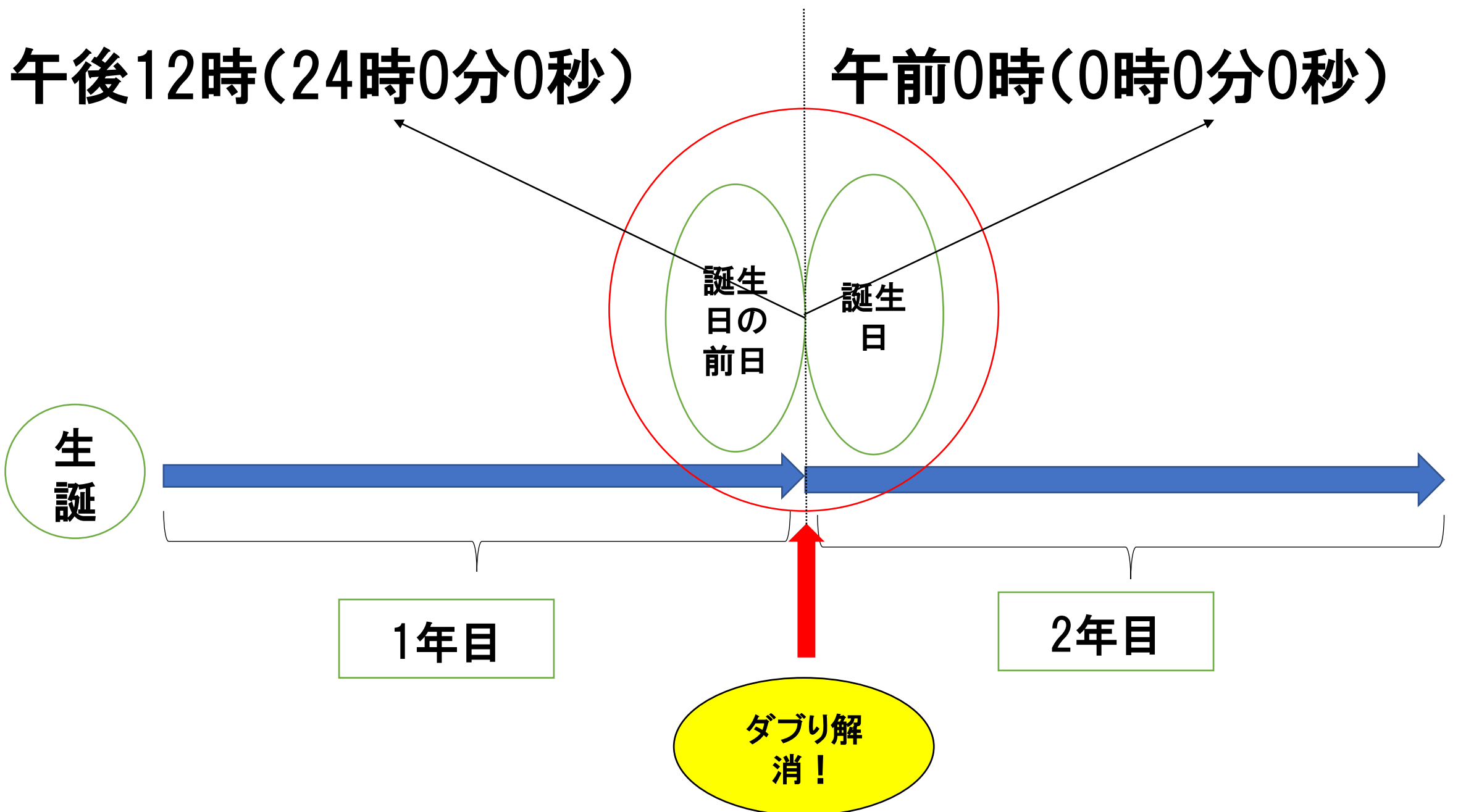
年齢計算の法律は、民法の期間の計算の考え方を準用していますが、**民法では期間の計算については「初日は不算入」としているのに対し、年齢計算ニ関スル法律では「初日を算入」としています。**

「だから何？」と思われそうですが、この考え方がこのテーマのキモになります。

「年齡の計算ニ関スル法律」では、年齡の計算に関して、誕生日をその人の人生の初日として起算しているのです、以後、応当日(誕生日)ごとに、年を取るという事にしてしまうと、一瞬、計算期間にダブりが生じてしまうのです。



そこで、このダブリを起こさないために、国民は**誕生日の前日(正確には前日の午後12時)**に年を取ることになっています。  
ただ、**時間的には誕生日当日の午前0時と同じ**です。時間的には同じですが、属する日にちが異なるということです。



**ポイントを整理しますと、**

**①年齢は、生まれた日を0歳とする(初日算入)**

**②生まれた年の翌年以降、起算日に相当する日の前日が満了するたびに1歳ずつ加算される**

**③加齢する時刻は誕生日前日が満了する「午後12時」(24時0分0秒)と解されている**

**(→「前日午後12時」と「当日午前0時」は時刻としては同じですが、属する日は異なるということになります。)**

**★よく閏年の2月29日生まれの人は、4年に1度しか年を取らないというジョークが語られますが、実は2月28日終了時点でキッチリ年をとっていたんですね。**

**★また、学年も「4月2日生まれ」から切り替わるというのも、4月1日生まれの人は、3月31日に年を取るからなのです。**



初回、無料相談を行っております。  
労務に関してなんでもお気軽にお問い合わせ  
ください。

私たち、一般社団法人えがお・ワークラボは、

「顧客の真のニーズを感じ取り、  
誠実に対応すること」

をモットーにお客様に寄り添った支援を行っています！

私たち「一般社団法人えがお・ワークラボ」は、組織の主役であるヒトが仕事観も働き方も自由に選択でき、仕事を通して人生を楽しめるような世の中を目指して各種支援・活動を行っています。  
労務・人事の専門家である社会保険労務士が多数在籍しており、人材開発・教育人材開発・教育、人事評価制度構築、法改正に関する最新情報の発信など、幅広いコンサルティングを手掛けています。